

東京都立八丈高等学校施設使用規程

第1条 目的

この事業は、東京都教育委員会の定める「都立学校開放事業実施要綱」を受けて、都立八丈高等学校の文化・体育施設を開放し、地域住民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりの促進を図ることを目的として行うものである。ただし、本校の教育活動に支障のない範囲で実施する。

第2条 開放施設

体育施設……グラウンド、テニスコート、体育館、武道館
文化施設……視聴覚ホール、図書館

第3条 開放日時

授業日、学校行事日等を除いた以下の日時とする。

(1) グラウンド、テニスコート、体育館、武道館

土曜日、日曜日及び祝日の午後5時30分から午後9時30分までを原則とする。ただし年末年始については、グラウンド及びテニスコートのみを開放する。

(2) 視聴覚ホール

土曜日、日曜日及び祝日の午前8時30分から午後9時30分までを原則とする。

(3) 図書館

図書館の開放については別途定める。

開館日時については、広報誌等にて周知する。

第4条 利用者の負担

施設使用料は無料とする。ただし、使用する光熱水費として下表のとおり徴収する。

また、施設使用者が本校の施設または設備に損害を与えた場合は、東京都教育委員会が相当と認める現品又は金額を賠償しなければならない。しかし、東京都教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額を減額し又は免除することができる。

単位：円

	照明	空調
グラウンド	1,000	—

テニスコート	400	—
体育館	—	—
武道場	—	—
視聴覚ホール	1,000	1,000

* 照明、空調を使用する場合に限る

* 3時間以内を1回として徴収する

* 使用許可時に所定の納付書の交付を受け、原則として使用日前に払い込むこと（いったん受領した光熱水費負担金は原則として返還しない）。

第5条 使用者の範囲

本校の施設を使用できる者は、本校の学校開放事業運営委員会に施設使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という）とする。また、登録団体には「管理指導員（責任者）」を置くこととする。

ただし図書館の使用は、八丈町民で個人登録（随時図書室にて）を行った者とする。

第6条 登録団体

(1) 登録団体は、次の各号の全ての条件を満たすものとする。

ア 主に東京都内に在住・在勤・在学する者によって構成された、学習・文化・スポーツ活動を主たる目的とした団体であること。

イ 本校の学校開放事業の主旨を十分に理解する団体であること。

ウ 営利、宗教、政治活動等を目的としない団体であること。

エ 10人以上の団体であること（障害のある人々で構成された団体及び視聴覚ホールを使用する団体については5名以上の団体）。

オ 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体であること。

カ 団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体であること。

(2) 登録団体は、登録申請書を運営委員長に提出（電子申請を含む）し、登録証の交付を受けるものとする。

(3) 登録団体は登録団体構成表を提出（電子申請を含む）すること。また、体育施設使用団体は傷害保険に加入していること。

(4) 登録団体は、登録証の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに変更の旨を運営委員会に届出ること。

- (5) 登録の有効期限は、4月1日から翌年度末の3月31日までの2年間とし、期限開始前に登録手続きを行う。ただし、中途登録の団体の有効期限については、期限開始前に登録した団体の有効期限終期までとする。
- (6) 以下の事項のいずれかに該当した場合は、運営委員会の審査に付し、登録の取り消しを行うものとする。
 - ア 虚偽の申請に基づいて登録した事実が判明したとき。
 - イ 運営委員会が定めた施設使用の条件に違反したとき。
 - ウ 故意又は過失により施設等を毀損、若しくは汚損したとき。

第7条 使用の申込

当該施設の使用申請は、本校指定の使用申請書（電子申請を含む）により、使用希望日の属する月の3ヶ月前から受け付けるものとする。

第7条の2 申請回数制限

- (1) 登録団体が申請できる施設使用回数は、原則として1ヶ月あたり5回以内とする
- (2) 運営委員会が特に必要と認める場合は、前各項の制限を緩和することができる。

第8条 使用の承認

- (1) 使用申請書を提出した登録団体には、使用希望日の属する月の2ヶ月前の月末に承認不承認の決定を連絡するものとする。
- (2) 施設の使用承認は、同一施設及び同一時間帯について、一の登録団体に限り行うものとする。
- (3) 同日、同時帯に複数の使用申請があった場合は抽選等により使用団体を決定するものとする。
- (4) 図書室を使用する場合は、初回使用時に図書室にて申請し、承認を受けなければならない。

第8条の2 追加申請の取扱い

- (1) 第8条第1項に定める承認の決定後において、使用枠に空きがある場合は、使用日の1週間前まで追加の申請を受け付けるものとする。
- (2) 前項の申請については、先着順により使用団体を決定するものとする。
- (3) 第1項に基づく追加申請については、第7条の2に定める回数制限の適用外とすることができる。

第8条の3 追加申請に係る占有の防止

- (1) 前条に基づく追加申請により、同一登録団体が連続して使用枠の承認を

受けることにより、他の登録団体の使用機会を著しく制限するおそれがあると認めるときは、運営委員会は当該団体の追加申請を制限することができる。

(2) 前項の判断に当たっては、使用状況その他必要な事項を総合的に考慮するものとする。

第9条 使用の不承認

登録団体及び使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、運営委員会は使用の承認をしないことができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) 営利、政治、宗教活動に抵触すると判断したとき。
- (4) 使用日時の変更などの届け出を怠ったり、使用当日に無断でキャンセルすることを重ねたとき。
- (5) 前4項に挙げるもののほか、運営委員会が使用を不相当と認めたとき。
- (6) 前回の使用時に規程に定める事項を厳守しなかったとき。

第10条 使用者の責務

- (1) 使用責任者は管理指導員としての責務を果たすこと。
- (2) 使用者は使用上の諸事項を遵守すると共に、その責任を負うこと。
- (3) 原則として、施設の使用者は団体構成員に限ることとし、練習試合や発表会等により、団体構成員以外が施設に立ち入る場合には、事前に実施要綱等の関係書類を提出し、学校関係者と打ち合わせを行うこと。
使用責任者の責任において使用者を把握の上、管理することとし、不特定多数の施設使用は原則認めないものとする。
- (4) 使用責任者は使用前に警備員室に使用許可書を提示して管理日誌を受けとり、使用后、管理日誌に必要事項を記入して警備員室へ提出し使用終了の報告を行うこと。
- (5) 体育施設使用者は傷害保険に加入するものとする。
- (6) 事故が発生した場合は、その団体の責任において適切な処置をとること。また、速やかにその状況を警備員室に報告するとともに、文書にて学校へ報告すること。
- (7) 施設・設備等を破損した場合は、速やかにその状況を警備員室に報告するとともに、文書にて学校へ報告すること。
- (8) 図書館使用時に貸し出した本を紛失した場合は、弁済すること。

第11条 公的な大会の扱い

公的な大会等についての開放日時、使用の申込、使用の承認については別途協議する。

第12条 その他

この規程の運用に関し必要な事項は、東京都立八丈高等学校学校開放運営委員長が別途定める。

附 則

1. この規程は平成13年9月1日から施行する。
2. 平成14年9月1日 一部改定
3. 平成15年4月1日 一部改定
4. 平成16年4月1日 一部改定
5. 平成17年4月1日 一部改定
6. 平成18年10月1日 一部改定
7. 平成30年4月1日 一部改定
8. 令和3年4月1日 一部改定
9. 令和3年10月15日 一部改定
10. 令和5年1月1日 一部改定
11. 令和7年5月1日 一部改定
12. 令和7年10月1日 一部改定
13. 令和8年6月15日 一部改定